

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

兵庫県神崎郡市川町

2 構造改革特別区域の名称

市川町安心安全給食特区

3 構造改革特別区域の範囲

兵庫県神崎郡市川町の全域

4 構造改革特別区域の特性

兵庫県のほぼ中央に位置する市川町は、東西 13k m、南北 10k mの広がりを持ち、面積 82.7ha のハート型をした地形で、町の北東部には古くから播磨富士の名で知られている笠形山を望み、町の中央には南北に 2 級河川市川が流れ、その清らかな流れに沿って播磨平野に連なっている。また、温暖な瀬戸内気候に恵まれ自然災害も少なく、豊かな自然とすぐれた歴史、文化を育んできた。

町の産業は、稲作中心の農業とゴルフクラブ製造業が盛んであり、特に日本におけるゴルフクラブ製造の発祥の地として、その製造技術は高く評価されている。

近年、中国自動車道や山陽自動車道をはじめ、播但連絡道路の幹線道路網の整備や J R 播但線の電化に伴って、播磨都市圏の中核都市である姫路市や県庁所在地の神戸市、そして阪神圏への時間距離が短縮されたことにより、通勤、通学圏や商圏が広がり、町民にとっての選択肢が拡大された。

昭和 30 年に現在の市川町が誕生し、このときの人口は 15,751 人であったが、その後人口減少が続き、昭和 45 年には 14,686 人となる。昭和 50 年以降は、地域の経済発展や播但連絡道路の開通などに合わせて人口が増え、昭和 60 年には 15,000 人を超えた。しかし、それ以降は自然動態、社会動態ともマイナス傾向を示し、人口は減少に転じ、現在の人口は 12,353 人（平成 30 年 4 月末）で世帯数は 4,948 世帯となっている。高齢化率は 35.0%（平成 30 年 4 月末）である。少子・高齢化が徐々に進行しているため、町としては、より安心・安全な町づくりを目指し、若者等が定住できる生活基盤や子育て環境の整備の強化を図っている。

現在、町立保育所では親の就労を支援するため、乳児保育・障害児保育・一時保育・延長保育等の特別保育事業に取り組み、親の多様な保育ニーズに対応した保育事業を展開している。また、核家族の増加や就労状況の変化及び就労形態の多様化により、低年齢児の保育所入所希望や産休明け保育の相談が増加しており、さらには地域に子どもがいない、一人で子どもを育てるには不安である、友だちが欲しいなどの子育てに関する要望が高まっており、それに対応した地域子育て支援センターの各種サービスが子育て支援の重要な役割を果たして

いる。

児童数が年々減少する中、定数に満たない保育所が増えてきたため、公立保育所と公立幼稚園の統廃合を行い、公立認定こども園の整備を進めている。平成29年度末には、園児数の減少が特に著しい鶴居保育所と鶴居幼稚園を廃止し、平成30年度末には、残りの全ての保育所・幼稚園を廃止し、平成31年4月に2か所の公立幼保連携型認定こども園の開園を予定している。1か所は新設し、もう1か所は現在の甘地保育所を改修して公立認定こども園として認可を受ける予定である。財政的な制約等により、自園調理による給食の提供が困難な状況にあるため、引き続き、給食センターからの外部搬入方式による給食の提供を実施するほうが効果的である。

5 構造改革特別区域計画の意義

「公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業」を活用することで、本町においては食材の一元購入や調理員の適正配置による調理業務経費、施設の維持管理費等の節減が図られ、公立認定こども園運営における子育て支援施策の充実のための財源確保が可能となる。また、搬入元となる学校給食共同調理所では、環境へ配慮し、廃油を燃料とする配送車を使用している一方、調理業務を集約化することで調理業務に要する燃料等の節減によりCO₂排出削減を図ることができる。

また、学校給食共同調理所に認定こども園の栄養士を配置し、一貫した栄養管理をすることで、認定こども園全体のバランスのとれた献立を作成することが可能となる。

また、衛生面や安全性でより設備の整った大型調理施設で調理することは、給食に対する安全性をさらに高めることにつながる。

食育の面では、学校給食共同調理所と各公立認定こども園が連携し、地域の食育の拠点として情報の発信や提供に努める。また、乳幼児期からの発達段階に応じた児童の食習慣についての現状を把握することにより、町内の乳幼児からの一貫した食育推進を図る。

さらに、学校給食共同調理所による食材の一元購入により、少量では調達できない地域農産物の利用が可能となり、生産者の見える安心で安全な給食の提供及び地産地消を推進することができ、地域の活性化にもつながる。

6 構造改革特別区域計画の目標

公立認定こども園の給食を学校給食共同調理所からの外部搬入方式により実施することで、効率的に給食を提供すると同時に、乳幼児から小学校、中学校まで一貫した質の高い食育の推進を図る。

また、子ども達に食の活動を通して楽しく食べる体験を通じ、食に対する関心を高め、あらゆるものの「命」をいただき生かされていることを知らせ気づかせる。また、献立表や給食試食会、「食育」研修を通して、健康的な食についての保護者の関心を高め、食の正しい知識を通じて児童に乳幼児期から望ましい食習慣が身につくよう取り組みを行う。

さらに、地元食材を活用することで、安全・安心な地元産の食材に対する子どもの関心を

持たせる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

学校給食共同調理所において給食材料の一元購入、一元調理、調理設備等の集約化が可能になり、調理員の適正配置、作業効率の向上により認定こども園の管理運営の合理化、人件費の節減も図られる。地域で生産された新鮮な農産物を公立認定こども園の給食の食材として購入することで、より地元生産者の作付け面積の拡大につながる。そして、生産者が見えることにより、子ども達や保護者が食材をより身近な物として捉えることができ、地域の食に対する関心の高まりと地産地消の促進につながる。

また、これらの取組により節減された経費を、保育サービスの充実のための財源に充てることで、働く親のニーズに応えることができるようになり、女性の就業意欲を高め、家庭経済の安定を図り、社会の活性化に資することができる。

8 特定事業の名称

2001 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

① 食育の推進

学校給食共同調理所で一括して食材の購入を行うことにより、公立認定こども園間での給食内容の格差をなくし、統一した栄養管理の元で食育を推進することができる。さらに、乳幼児期から中学校までの一貫した食育プログラムを改定し、児童の健全育成に努める。食育活動として菜園活動、クッキングなどを行い、野菜の生長を観察したり、世話をしたりして収穫の喜びを味わう取組みを行っている。自分たちの育てた野菜をクッキングに使用することで、身近な動植物の恵み、感謝の気持ちを持つことにつながっている。

② 地産地消の推進

地域で生産された農産物を取り入れた献立を作成することで、地域産業の拡大を図ることができる。

③ 子育て支援サービスの拡大

給食の外部搬入をすることにより節減された経費を有効に活用し、多様化する保育ニーズに対応するため、子育て支援サービスの一層の充実を図る。

別紙

1. 特定事業の名称

2001 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

公立いちかわ東こども園 公立いちかわ西こども園

3. 当該規制の特例措置の適用の開始日

平成31年4月1日

4. 特定事業の内容

構造改革特別区域内の全公立認定こども園の1歳児以上の給食を、市川町学校給食共同調理所からの外部搬入方式により実施する。調理員は学校給食共同調理所勤務とし、町内2か所の認定こども園には0歳児離乳食対応調理員を1名ずつ配置する。学校給食共同調理所では、3歳未満児、幼児、小・中学生とでは量、味、固さ、大きさ、栄養バランス、食事時間等が異なるため、それぞれ別ラインでの調理を行うこととし、アレルギー児童については現在と同様に除去食による対応をするものとする。

搬入された給食については、各認定こども園に配置された調理員が調理室にて、室温などの環境管理、衛生管理のもと保管し、配膳員の健康管理等には細心の注意を払うよう徹底した管理指導、点検確認に努め、検食についても従来どおりの対応により安心安全な給食の提供を行う。

5. 当該規制の特例措置の内容

学校給食共同調理所は平成元年に建設され、調理設備、衛生面が充実しており、1日約2,000食の調理が可能である。各公立認定こども園の調理業務を集約化することにより、給食材料調達の効率が高まり、栄養管理の面においても、学校給食共同調理所に配置している認定こども園の栄養士が対応するため、児童の発育に応じた給食の提供が可能である。また、各認定こども園は小中学校と近距離にあり、効率的に配送ができる。

特例措置の実施にあたっては、「幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について」（平成28年1月18日府子本第448号・27 文科初第1183号・雇児発0118第3号）における留意事項を遵守するとともに、社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準の遵守については、「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日付社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）」の第4の2の規定（略）における留意事項を遵守する。

- ① 認定こども園における給食については、児童の発達段階や健康状態に応じた幼児食づくり、アレルギー、アトピー等への対応を行う。離乳食については、2か所の認定こども園に調理員を配置し調理を行う。各認定こども園の園長は、現調理室での保管、衛生管理に努める。食事は、現在と同様に、3歳以上児については昼食1回、おやつ1回（3時）、3歳未満児に

については昼食1回、おやつ2回(10時・3時)を提供する。

また、小・中学校の長期休業中であっても、認定こども園の給食業務については通常通り実施する。

- ② 栄養面では、『学校給食摂取基準』、『学校食育プログラム』、『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』等に基づき、栄養士が徹底した栄養管理等に努め、児童に必要な栄養素量を確保する。また、定期的に認定こども園、学校給食共同調理所、学校栄養士、町保健福祉センター栄養士との会議を開催し、給食、おやつ等の献立、時間、調理の工夫等を検討する。認定こども園は児童の発達、健康状態など情報を学校給食調理所へ提供し、連携を強化する。

本町の認定こども園では、保健所指導のもと、食育推進地域づくり事業『園児のこころと体の元気アップ食育実践事業』を行っている。保健福祉センター、地域の食育団体いずみ会、学校給食共同調理所、認定こども園が共に協力し、食生活習慣形成の重要性についての意識の高揚、生活環境に見合った健全な食生活の実践を目標に児童園児への食育指導、保護者への食育指導を定期的に行い、食を通じた子どもの健全育成に取り組む。

- ③ 学校給食共同調理所の保健衛生面については、『学校給食衛生管理マニュアル』に基づき、施設設備の衛生管理、食材の選定・検収、施設従事者の健康管理、調理過程、配送等の衛生管理に十分留意する。各認定こども園においても保健所の指導を遵守し、衛生管理に努める。

市川町は稲作地域であるため、米などの主食についてはすでに地域の食材を利用しているが、地産地消の推進も含め地域生産者との連携をより強化し、安全で安心できる食材の選定に努める。

- ④ 調理業務の委託については、その内容施設と受託業者との業務分担及び経費負担を明確にした契約書を取り交わすこととされているが、契約については、学校給食共同調理所が教育委員会所管であり、契約行為には馴染まないことから、町長と町教育長の間で『覚書』を締結することにより対応する。

搬入元(市川町学校給食共同調理所)

面積	722.70 m ²
職員配置数	所長1名 栄養士2名(1名) 調理員10名(4名) 運転員3名(2名) ()はうち認定こども園担当
調理能力	約2,000食
調理器具等	冷蔵庫、冷凍庫、乾物庫、調味料庫、食器消毒保管庫、調理台、野菜洗浄用水槽、炊飯システム、スライサー、回転釜、焼き物機、フライヤー、蒸気釜

搬入先(2公立認定こども園)

施設名(実員数(見込み))	調理室の面積	調理員配置数	調理能力
いちかわ東こども園(90名)	40.00 m ²	2名	100食
いちかわ西こども園(170名)	68.00 m ²	2名	200食
各認定こども園調理室の調理器具一覧	調理台 配膳台 食器洗浄乾燥機 シンク 給湯器	冷蔵庫 冷凍庫 炊飯器 調理用鍋	電子レンジ ガステーブル 洗浄 食器消毒保管庫

6. 給食配送スケジュール

3車（ひなどり号、わかどり号、おやどり号）3ルートで配送を行う。認定子ども園は各小中学校からも近距離にあるため、配送、回収については、効率的に行うことが可能である。（8時30分から調理を開始し、10時30分頃調理完了。配送を開始し、回収については13時より開始する。）認定子ども園では、11時に喫食を開始するため、調理完了後30分以内に喫食が可能である。

① ひなどり号

【配送】

いちかわ東子ども園（10：45）
鶴居小学校（11：40）
鶴居中学校（11：50）

【回収】

瀬加小学校（13：15）
いちかわ東子ども園（13：25）
川辺小学校（13：30）
いちかわ西子ども園（13：40）

② わかどり号

【配送】

甘地小学校（11：20）
市川中学校（11：30）

【回収】

市川中学校（13：10）
甘地小学校（13：20）

③ おやどり号

【配送】

いちかわ西子ども園（10：45）
川辺小学校（11：30）
瀬加小学校（11：40）

【回収】

鶴居小学校（13：15）
鶴居中学校（13：25）